

・本リストは附属書XVII修正版の物質リスト部分を抜粋して翻訳したものです。原文は、下記欧州法のアクセスサイトよりダウンロード出来ます。

(EC) No 552/2009	http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ.L.2009:164:0007:0031:EN.PDF
(EC)No 276/2010	http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ.L.2010:086:0007:0012:EN.PDF
(EU)No 207/2011	http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ.L.2011:058:0027:0028:EN.PDF
(EU)No 366/2011	http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ.L.2011:101:0012:0013:EN.PDF
(EU)No 494/2011	http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ.L.2011:134:0002:0005:EN.PDF
(EU)No 109/2012	http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ.L.2012:037:0001:0049:EN.PDF
(EU)No 412/2012	http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ.L.2012:128:0001:0003:EN.PDF
(EU)No 835/2012	http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ.L.2012:252:0001:0003:EN.PDF
(EU)No 836/2012	http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ.L.2012:252:0004:0006:EN.PDF
(EU)No 847/2012	http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ.L.2012:253:0001:0004:EN.PDF
(EU)No 848/2012	http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ.L.2012:253:0005:0007:EN.PDF
(EU)No 126/2013	http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ.L.2013:043:0024:0027:EN.PDF
(EU)No 1272/2013	http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ.L.2013:328:0069:0071:EN.PDF
(EU)No 301/2014	http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014R0301&qid=1396918208048&from=EN
(EU)No 317/2014	http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014R0301&qid=1396584786498&from=EN
(EU)No 474/2014	http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014R0474&qid=1401775487232&from=EN
(EU)No 2015/326	http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32015R0326&qid=1426046967112&from=EN
(EU)No 2015/628	http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32015R0628&qid=1430194896003&from=EN
(EU)No 2015/1494	http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32015R1494&qid=1442198094357&from=EN
(EU)No 2016/26	http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32016R0026&qid=1456446103036&from=EN
(EU)No 2016/217	http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32016R0217&qid=1456383774201&from=EN
(EU)No 2016/1005	http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32016R1005&qid=1467245455928&from=EN
(EU)No 2016/1017	http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32016R1017&qid=1467245455928&from=EN
(EU)No 2016/2235	http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32016R2235&qid=1482120280074&from=EN
(EU)No 2017/227	http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32017R0227&qid=1487314275157&from=EN
(EU)No 2017/1000	http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32017R1000&qid=1498182184866&from=EN
(EU)2017/1510	http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32017R1510&qid=1504587934032&from=EN
(EU)2018/35	http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018R0035&qid=1516853766485&from=EN
(EU)2018/588	http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018R0588&qid=1527231866199&from=EN
(EU)2018/589	http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018R0589&qid=1527231866199&from=EN
(EU)2018/589 (正誤表)	http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018R0589R(01)&qid=1524788896693&from=EN
(EU)2018/675	http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018R0675&qid=1527231866199&from=EN
(EU)No 2017/227 (正誤表)	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32017R0227R(01)&from=EN
(EU)2018/1513	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018R1513&qid=1539823384697&from=EN
(EU)2018/2005	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018R2005&qid=1545698376945&from=EN
(EU)2019/957	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019R0957&qid=1560823436264&from=EN
(EU)2019/1148	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019R1148&qid=1563331136373&from=EN
(EU)2020/1149	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32020R1149&qid=1597624893625&from=EN
(EU)2020/2081	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32020R2081&qid=1608603931478&from=EN
(EU)2020/2096	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32020R2096&qid=1608603931478&from=EN
(EU)2021/57	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32021R0057&qid=1612848212564&from=EN
(EU)2021/1199	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32021R1199&qid=1627870937594&from=EN
(EU)2021/1297	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32021R1297&qid=1628562143392&from=EN
(EU)2021/2030	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32021R2030&from=EN
(EU)2021/2204	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32021R2204&qid=16399552051504&from=EN
(EU)2021/1297 (正誤表)	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32021R1297R(01)&from=EN
(EU) 2023/923	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32023R0923
(EU) 2023/1464	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32023R1464
(EU) 2023/2055	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32023R2055
(EU) 2024/1328	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ.L.202401328
(EU) 2024/2462	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ.L.202402462
(EU) 2025/660	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ.L.202500660
(EU) 2025/1090	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ.L.202501090

・当社が指定している物質リストは適宜修正されます。最新情報を確認するようにして下さい。

・本リストは、当社ビジネスパートナー用参考資料に使用を限定しております。本情報に関して、当社は一切の責任を負いかねます。原文を確認の上、御使用願います。

(原文 制限物質リスト <https://echa.europa.eu/substances-restricted-under-reach>)

・当社ビジネスパートナーに於かれましてご不明な点は、三菱重工エンジン&ターボチャージャ株式会社 環境物質管理サポートセンターに御連絡願います。(メールアドレス j_reach_helpdesk@mhi.com)

	物質, 物質群名称	GAS-No.	制限用途	除外用途
1	ポリ塩化テルフェニル類(PCTs)	—	物質及び含有率が50mg/kg(0.005重量%)を超える混合物, 廃油, 機器を上市及び使用してはならない	
2	クロロ-1-エチレン (塩化ビニルモノマー)	75-01-4	エアゾルの噴射剤として使用してはならない 噴射剤としての物質を含むエアゾル容器を上市してはならない	

3	以下の物質または調剤 ・1999/45/ECにおける定義によって危険と見なされるもの ・(EC)No1272/2008の附属書1の特定ハザードクラスに分類されるもの	—	(1)以下に使用してはならない ・光の効果及び色彩効果を生じさせることが意図される装飾用品(例:装飾ランプ、灰皿) ・トリック用品、ジョーク製品 ・ゲームまたは装飾的な要素がそのように使用されることが意図されるもの (2)上記事項に準拠しない成形品は上市してはならない (3)以下でそれらが着色剤や香料またはその両方を含有する場合、上市してはならない — 一般向け装飾オイルランプの燃料 — 呼吸器への障害を示すもの(H304と表示されたもの) (4)一般向け装飾オイルランプを上市してはならない	(4)CEN規格の装飾オイルランプ(EN14059)
4	トリス(2,3ジプロプロピル)リン酸	126-72-7	(1)皮膚と接触されることが予想される衣類、下着、及びリネン製品のような織物製品に使用してはならない (2)(1)項に準拠しない成形品は上市してはならない	
5	ベンゼン	71-43-2	(1)玩具または玩具の部品重量中で5mg/Kg(0.0005重量%)を超える場合、使用してはならない (2)(1)項に準拠しない玩具または玩具の一部は上市してはならない (3)物質またはその他の物質の構成要素や混合物に0.1重量%以上の濃度で含まれる場合、使用及び上市してはならない	(3)-98/70/ECの対象とされる自動車燃料 -現行法規で定められた量を超えるベンゼンの排出が見込まれない工業プロセスでの使用のための物質及び混合物 -0.1容積%以下の消費者使用で上市される天然ガス
6	アスベスト繊維類 クロシドライト アモサイト アンソフライトアスベスト アクチノライトアスベスト トレモライトアスベスト クリソタイル	12001-28-4 12172-73-5 77536-67-5 77536-66-4 77536-68-6 12001-28-5 132207-32-0	(1)繊維及び意図的に加えられたこれらの繊維を含有する成形品と混合物の製造、上市及び使用は禁止される	(1)クリソタイル:既存の電気分解設備の隔壁(2025年7月1日迄) 2005年1月1日以前に既に設置または使用中のアスベスト繊維を含む成形品の使用はそれらが処分されるまで、または耐用年数に至るまで許可される
7	トリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド	545-55-1	(1)皮膚と接触されることが予想される衣類、下着、及びリネン製品のような織物製品に使用してはならない (2)(1)項に準拠しない成形品は上市してはならない	
8	ポリ臭化ビフェニル類(PBB)	59536-65-1	(1)皮膚と接触されることが予想される衣類、下着、及びリネン製品のような織物製品に使用してはならない (2)(1)項に準拠しない成形品は上市してはならない	
9	セッケンボクの粉末及びサボニンを含むその誘導体類 Hellebours viridis及びHellebours nigerの根の粉末 Vetatrum album及びVetatrum nigrumの根の粉末 ベンジジン及び/またはその誘導体類 o-ニトロベンズアルデヒド 木粉	68990-67-0 — — 92-87-5 552-89-6 —	(1)くしゃみ粉末や悪臭弾の成分のようにジョーク及びいたずらまたはそのように使用が意図されるものへの使用及びそのような成形品は上市してはならない	(1)含有量が1.5mlを超えない悪臭弾は許容することが出来る
10	酸化アンモニウム 酸化水素アンモニウム ポリ酸化アンモニウム	12135-76-1 12124-99-1 9080-17-5	(1)くしゃみ粉末や悪臭弾の成分のようにジョーク及びいたずらまたはそのように使用が意図されるものへの使用及びそのような成形品は上市してはならない	(1)含有量が1.5mlを超えない悪臭弾は許容することが出来る
11	揮発性のプロモ酢酸エステル類 プロモ酢酸メチル プロモ酢酸エチル プロモ酢酸プロピル プロモ酢酸ブチル	96-32-2 105-36-2 35223-80-4 18991-98-5	(1)くしゃみ粉末や悪臭弾の成分のようにジョーク及びいたずらまたはそのように使用が意図されるものへの使用及びそのような成形品は上市してはならない	(1)含有量が1.5mlを超えない悪臭弾は許容することが出来る
12	2-ナフチルアミン及びその塩類	91-59-8	(1)物質及び混合物中に0.1重量%以上の濃度で使用または上市してはならない	
13	ベンジジン及びその塩類	92-87-5		
14	4-ニトロビフェニル	92-93-3		
15	4-アミノビフェニル及びその塩類	92-67-1		
16	炭酸鉛類 中性無水炭酸鉛 ピス(炭酸)二水酸化三鉛	598-63-0 1319-46-6	(1)塗料としての使用が意図される物質及び混合物の成分として使用または上市してはならない	(1)ILO協定13の規定に従って自国領土内で使用、上市される場合
17	硫酸鉛類 PbSO4 Pb3SO4	7446-14-2 15739-80-7	(1)塗料としての使用が意図される物質及び混合物の成分として使用または上市してはならない	(1)ILO協定13の規定に従って自国領土内で使用、上市される場合
18	水銀化合物	—	物質及び混合物の成分として以下の用途に使用してはならない ①微生物、動物による汚染を防止する目的の為の ・船舶、魚介類に使用されるケージ、フロート、ネット及び機器 ・完全にまたは部分的に水中に浸された機器 ②木材防腐剤 ③工業用織布及び糸の製造が意図される含浸処理 ④用途に関わらず、工業用水の処理	

18a	水銀	7439-97-6	<p>(1)以下の用途で上市してはならない ①体温計 ②一般向けのその他の測定装置(圧力計、バロメーター、血圧計、体温計以外の温度計)</p> <p>(2)工業用や職業的使用者向けに以下の水銀を含んだ測定装置を2014年4月10日以降上市してはならない ①気圧計 ②湿度計 ③圧力計 ④血圧計 ⑤プレシモグラフィに用いられるひずみゲージ ⑥張力計 ⑦温度計や他の非電気式温度測定装置</p> <p>(3)工業用や職業的使用者向けに以下の水銀を使用した測定装置を2014年4月10日以降上市してはならない ①水銀比重瓶 ②軟化点を測定するための水銀計量装置</p>	<p>①②2009年4月3日以前に流通している測定装置には適用されない しかし加盟国ではそのような製品の上市を制限または禁止する可能性がある</p> <p>②-2007年10月3日時点で50年以上経過した測定装置 -2009年10月3日までのバロメーター(上記測定装置中のバロメーターを除く)</p> <p>③④⑦-2007年10月3日時点で50年以上経過した測定装置 -文化や歴史を目的に公共の展示会で陳列された測定装置 ④-2012年10月10日時点で継続している疫学研究 -水銀フリー血圧計の臨床妥当性検査の参照標準 ⑦-水銀式温度計を利用することを要求した標準による性能試験での使用(2017年10月10日迄) -白金抵抗温度計の校正で利用される水銀3重点セル</p> <p>①②-2007年10月3日時点で50年以上経過した測定装置 -文化や歴史を目的に公共の展示会で陳列された測定装置</p>
19	ヒ素化合物	—	<p>(1)以下の使用が意図される物質及び混合物の成分として使用及び上市してはならない 微生物、動物による汚染を防止する目的のための ・船舶、魚介類に使用されるケージ、フロート、ネット及び機器 ・完全にまたは部分的に水中に浸された機器</p> <p>(2)用途に関わらず、工業用水の処理として使用が意図される物質及び混合物の成分として使用及び上市してはならない</p> <p>(3)木材防腐剤の使用、さらにそれによって処理された木材を上市してはならない(除外規定有り)</p> <p>(4)(3)項免除処置の条件を満たしても以下の用途に使用してはいけない ・住居用または家庭用構造物 ・反復的な皮膚接触のリスクがある用途 ・海水域への使用 ・家畜飼育柵用支柱及び構造物向け以外の農業用途 ・処理木材が人及び動物に消費される製品と接触する可能性がある</p>	<p>・2007年9月30日以前に流通または(3)項の除外項目に従い上市されたヒ素で処理された木材</p> <p>・2007年9月30日以前に流通または(3)項の除外規定に従って上市されたタイプCの銅、クロム、ヒ素(CCA)及び加盟国で許可されたその他のCCAで処理された木材は(3)項の除外規定及び(4)項に従って使用及びリユース、上市出来る</p> <p>(3)木材の保存処理のための物質及び混合物について ・CCA タイプCの無機化合物溶液でそらが98/8/EC 5条に認可されている場合、真空または加圧により注入処理され、産業用施設でのみ使用 処理された木材は、処理剤が固定するまで上市してはならない ・CCAで処理された木材が構造的に良い状態に保たれ一般公衆による皮膚接触がおこりそうもない場合 ・「ヒ素含有」「手袋、防塵マスク、保護めがね着用」等の警告ラベル要</p>
20	有機スズ化合物	—	<p>(1)自由解離型塗料中の殺生物材としての物質、混合物を使用及び上市してはならない</p> <p>(2)以下の殺生物剤としての用途の物質、混合物を使用及び上市してはならない ・全ての船舶 ・魚介類の養殖用に使用されるケージ、フロート ・完全または部分的に水中に浸される機器</p> <p>(3)工業用水の処理として使用が意図される物質、混合物の成分として使用及び上市してはならない</p> <p>(4)三置換有機スズ化合物 (a)2010年7月1日以降成形品及びその一部にスズ換算で0.1重量%以上のTBTやTPTなどの三置換有機スズ化合物を含有している成形品は使用してはならない (b)2010年7月1日以降(4)(a)に適合しない成形品は上市してはならない</p> <p>(5)ジブチルスズ化合物(DBT) (a)2012年1月1日以降混合物、成形品及びその一部にスズ換算で0.1重量%以上含有する一般向け混合物、成形品を使用してはならない (b)2012年1月1日以降(5)(a)に不適合な成形品を上市してはならない</p> <p>(6)ジオクチルスズ化合物(DOT) (a)成形品及びその一部にスズ換算で0.1重量%以上のDOTを含有する一般向けの下記成形品は2012年1月1日以降使用してはならない ・肌に触れる服飾品 ・グローブ ・肌に触れる靴や靴下類 ・壁や床材 ・子供用用品 ・女性用衛生用品 ・おむつ ・2剤型室温加硫鋳型キット(RTV-2) (b)2012年1月1日以降(6)(a)に適合しない成形品を上市してはならない</p>	<p>(4)(b)2010年7月1日以前に既に使用されている成形品</p> <p>(5)(b)2012年1月1日以前に既に使用されている成形品 (5)(a)(b)2015年1月1日まで以下は適用されない ・1剤と2剤が室温で加硫するシーラント剤や接着剤(RTV-1やRTV-2シーラント) ・DBTを触媒として含有している塗料やコーティング剤を成形品に適用している場合 ・硬質PVCとの共押出製品のいかに拘らずソフト塩化ビニルの特徴をもつ製品 ・安定剤としてDBT化合物を含有するPVCで被覆された織物をアウトドア用品に適用する場合 ・屋外の雨どい、排水路、配水管や屋根や外観用のカバー剤 (5)No1935/2004及び2004年10月27日の評議会で規制された食品に直接触れる材料や成形品</p> <p>(6)(b)2012年1月1日以前に既に使用されている成形品</p>
21	ジ-μ-オキソ-ジ-ブチルスズヒドロキシボラン(DBB)	75113-37-0	<p>(1)物質及び混合物の成分において0.1%以上の濃度では使用及び上市してはならない</p>	<p>(1)0.1%以上の濃度でもはや特別の作用を示さなくなるような最終製品に転化されることのみが意図される場合</p>

22	欠番			
23	カドミウム 及び その化合物	7440-43-9 他	(1)以下の合成有機ポリマーで生産された混合物、成形品に使用してはならない <ul style="list-style-type: none"> ・ポリ塩化ビニル (PVC) ・ポリウレタン (PUR) ・着色されたマスターバッチの生産に使用される低密度ポリエチレン以外の低密度ポリエチレン ・酢酸セルロース (CA) ・酢酸酪酸セルロース (CAB) ・エポキシ樹脂 ・メラニン-ホルムアルデヒド樹脂 (MF) ・尿素-ホルムアルデヒド樹脂 (UF) ・不飽和ポリエステル類 (UP) ・ポリエチレンテレフタレート (PET) ・ポリプロピレンテレフタレート (PBT) ・透明/汎用ポリスチレン ・アクリロニトリル=メタクリル酸メチル (AMMA) ・架橋ポリエチレン (VPE) ・耐衝撃性ポリスチレン ・ポリプロピレン (PP) <p>上記プラスチック材料から製造される混合物、成形品に0.01重量%以上の含有率で上市してはならない</p>	(1) <ul style="list-style-type: none"> ・安全上の理由により着色される製品 ・2012年1月以前に上市された成形品 ・廃棄されたPVCより製造された混合物 ・以下の用途で回収PVCを含有する混合物・成形品に対して、カドミウム含有量 (Cd金属) 0.1重量%を超えないものは適用されない (回収PVCマークを付けること) (a)建築で使用されるプロファイルと硬いシート (b)ドア、窓、シャッター、壁、ブラインド、フェンス、ドアとい (c)デッキ、テラス (d)ケーブルダクト (e)非飲料用パイプ
			(2)塗料 <ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム含有量 (Cd金属) 0.01重量%以上のコード「3208」「3209」の塗料を使用 又は上市してはならない (コードは理事会規則2658/87の附属書1参照) ・カドミウム含有量 (Cd金属) 0.1重量%以上の塗料で塗装した成形品を上市してはならない 	(2)安全上の理由により着色される製品
			(3)以下に挙げられる分野/適用範囲で用いられるカドミウムメッキをした製品及びその部品 に使用してはならない <ul style="list-style-type: none"> ・「食品生産」、「農業」、「冷却及び冷凍」、「印刷及び製本」で使用される機器及び機械 ・「家庭用品」、「家具」、「衛生陶器」、「集中冷暖房装置」の製造で使用される機器及び機械 ・「紙及び紙板」、「織物及び衣料」の製造で使用される機器及び機械 ・「産業用機器と設備」、「道路及び農業用車両」、「鉄道車両」、「船舶」の製造で使用される機器及び機械 	(3)高度の安全性基準を要求される航空、宇宙、探鉱、海洋及び原子力の諸分野 道路走行用、農業用車両や鉄道用車両、及び船舶における安全装置とその構成部品 あらゆる産業部門で使用されている電気接点を設置している装置に対して要求される信頼性を 確実にする為に必要である場合
			(4)カドミウム含有量 (Cd金属) 0.01重量%以上のろう材を使用及び上市してはならない	(4)防衛と宇宙用途及び安全性の理由
			(5)0.01重量%以上のカドミウム金属を含む以下は使用及び上市してはならない <ul style="list-style-type: none"> ・宝飾品製作用の金属ビーズ、金属品 ・プレスレット、ネックレス、リング、腕時計、リストウェア、ブローチ、カフス等の宝飾品 	(5) <ul style="list-style-type: none"> ・2012年1月以前に上市された成形品 ・2012年1月から50年以上前の宝飾品
24	モノメチル-テトラクロロジフェニルメタン (Ugilec141)	76253-60-6	物質、混合物を使用及び上市してはならない 物質を含む成形品を上市してはならない	1994年6月18日時点で既に稼働中の設備及び機械類とその保守
25	モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン (Ugilec121)	—	物質、混合物を使用及び上市してはならない 物質を含む成形品を上市してはならない	
26	モノメチル-ジプロモ-ジフェニルメタンプロモベンジルプロモトルエン、異性体混合物 (DBBT)	99688-47-8	物質、混合物を使用及び上市してはならない 物質を含む成形品を上市してはならない	

27	ニッケル 及び その化合物	7440-02-0 他	(1)以下で使用してはならない (a)ピアス穴を開けた人体に挿入される全てのポストアセンブリー (b)以下のような、直接かつ長時間にわたり皮膚と接触 することが想定される成形品においてニッケルの放出速度が0.5 μg/cm ² /週を超える場合 ・イヤリング ・ネックレス、アングルレット、指輪 ・プレスレット ・腕時計 ・衣服のジッパー、リベット、及び金属製マーク (c)(b)に挙げたような成形品で、ニッケルでないコーティングが施されていても ニッケルの放出速度が0.5 μg/cm ² /週を超える場合 (2)(1)の対象である成形品は、それらが(1)の要求に適合しない限り、上市してはならない	(1)(a)ニッケル放出速度が0.2μg/cm ² /週未満(移動限界)
28	規則(EC)No1272/2008の附属書 VIのPart3に記載されている発癌性物質カテゴリ1A、1Bとして分類されている以下に記載される物質(Appendix1及び2参照): - 発癌性物質カテゴリ1A(Carc. 1A) - 発癌性物質カテゴリ1B(Carc. 1B)	—	一般向け用途において物質及び混合物における個々の濃度が下記以上であるとき 物質及びその他の物質や混合物の成分として使用及び上市してはならない - 規則(EC)No1272/2008の附属書 VIのPart3に規定された特定濃度 - 規則(EC)No1272/2008の附属書 IのPart3に規定された一般濃度 物質及び混合物に関する分類、包装、表示に関する他の共同体規定の施行を侵害することなく、 供給者は上市する前に、本物質及び混合物の包装には、見易く、読み易く且つ消えないよう に次のとおり表記しなければならない	・2001/82/ECと2001/83/ECによって定義される医療用と動物用医薬品 ・76/768/EECにより定義される化粧品 ・以下の燃料と油の製品 - 98/70/ECの対象とされる自動車燃料 - 可動式または固定式燃焼装置で燃料として使用される鉱油製品 - 密閉状態で販売される燃料(例えば、液体ガスボンベ) ・(EC)No1272/2008の対象とされる芸術家用の絵の具 ・Appendix I IIに記載された、その用途で使用する物質 ・(EU)2017/745の対象となる機器
29	規則(EC)No1272/2008の附属書 VIのPart3に記載されている変異原性物質カテゴリ1A、1Bとして分類されている以下の物質(Appendix3及び4参照): - 変異原性物質カテゴリ1A(Muta. 1A) - 変異原性物質カテゴリ1B(Muta. 1B)	—	・職業的使用者に限定(Restricted to professional users)	
30	規則(EC)No1272/2008の附属書 VIのPart3に記載されている生殖毒性物質カテゴリ1Aか1Bへ分類されている以下の物質(Appendix5及び6参照): - 生殖毒性物質カテゴリ1A(Repr. 1A) - 生殖毒性物質カテゴリ1B(Repr. 1B)	—		
31	クレオソート;洗浄油 クレオソート油;洗浄油 石油留出物(コールタール):ナフタレン油類 クレオソート油、アセナフテン留分;洗浄油 留出物(コールタール), 高温留出分;重アントラセン油 アントラセン油 タール油,アルカリ製,粗製フェノール クレオソート,木質 アルカリ性低温留出タール油,抽出残渣	8001-58-9 61789-28-4 84650-04-4 90640-84-9 65996-91-0 90640-80-5 65996-85-2 8021-39-4 122384-78-5	(1)木材の処理に使用されてはならないまたそれによって処理された木材を上市してはならない (2)右記除外規定は以下の用途には適用されない ・建物内での使用 ・玩具での使用 ・運動場での使用 ・公園、庭園等、皮膚との直接接触がありうるレジャー施設 ・ピクニック用卓などの庭園用家具 ・育成目的の容器 ・人、または動物による消費を意図された原料、中間製品製品及びその包装材料	(1)物質及び混合物で、以下の濃度で含有し、産業用施設においてまたは職業的専門家により木材処理のために使用することができる ・ベンゾ-aピレンの濃度が0.005重量%未満 ・かつ水抽出性のフェノールの濃度が3重量%未満 (2)産業的施設において職業的専門家により処理された木材の上市は以下の産業的、職業専門的な用途にて許可される ・鉄道 ・送電、電気、通信 ・柵用、農業目的 ・港湾並びに水路用
32	クロロホルム	67-66-3	一般向けの販売用または表面クリーニング及び織物のクリーニング用途のような拡散性用途で上市される物質及び混合物中に0.1重量%以上の濃度で使用してはならない	・2001/82/ECと2001/83/ECによって定義される医療用または獣医用製品 ・76/768/EECによって定義される化粧品
33	欠番			
34	1,1,2-トリクロロエタン	79-00-5		
35	1,1,2,2-テトラクロロエタン	79-34-5		
36	1,1,1,2-テトラクロロエタン	630-20-6		
37	ペンタクロロエタン	76-01-7		
38	1,1-ジクロロエチレン	75-35-4		
39	欠番			
40	(EC)No1272/2008の附属書VIのPart3に記載されているかいないかに関わらず、以下に分類される物質・調剤 ①物質 ・可燃性ガスの分類1又は2 ・可燃性液体の分類1, 2又は3 ・可燃性固体の分類1又は2 ②水に接触して以下を発生させる物質又は調剤 ・可燃性ガスの分類1, 2又は3 ・自然発火液体の分類1 ・自然発火固体の分類1	—	(1)以下のような一般向けの娯楽及び装飾的を目的としたエアロゾル容器内に物質や混合物として使用及び上市してはならない ・装飾を主用途としたメタルグリッター ・人工雪と霜 ・プープクッション ・シリーストリングエアロゾル(中の物質が空中でひも状になるスプレー) ・イミテーションの排泄物 ・パーティー用のクラクション ・装飾用のフレークと泡 ・人工のクモの巣 ・悪臭弾	・75/324/EECのArticle 8 (1a)
41	ヘキサクロロエタン	67-72-1	非鉄金属の製造または加工に物質又は混合物として使用及び上市してはならない	
42	欠番			

43	アゾ色素 及び アゾ染料	—	<p>(1) 30mg/kgを超える濃度で放出する可能性がある場合、人の膚または口腔に直接かつ長時間接触する可能性のある次のような織物製及び皮革製アーティクルには使用してはならない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衣類、寝具、タオル、ヘアピース、かつら、帽子、おむつ、衛生用品、寝袋 ・履物、手袋、腕時計バンド、ストラップ、ハンドバック、財布、いすカバー ・手投げかばん、首に掛ける財布 ・織物製または皮革製玩具、並びに織物製、または皮革製衣類を含んだ玩具 ・最終消費者による使用が意図された糸及び織物 <p>(2) (1)の対象である成形品は、それらが(1)の要求に適合しない限り、上市してはならない</p> <p>(3) 物質または混合物の成分として0.1重量%より濃い濃度では織物製品及び皮革製アーティクルを着色する目的の物質、混合物に使用及び上市してはならない</p>	
44	欠番			
45	ジフェニルエーテルオクタプロモ誘導体 C12H2Br8O	—	<p>(1) 物質として、または0.1重量%より高い濃度で物質もしくは混合物の成分として上市または使用してはならない</p> <p>(2) アーティクルはそのもまたはその難燃化された部分が本物質を0.1重量%より高い濃度で含有する場合、上市してはならない</p>	(2) 2004年8月15日以前から社会で使用されている成形品 2002/95/ECの範囲の中の電気・電子機器
46	ノニルフェノール C6H4(OH)C9H19 ノニルフェノールエトキシラート (C2H4O)nC15H24O	25154-52-3 —	<p>以下の目的のために物質としてまたは0.1重量%以上の混合物の成分として上市及び使用してはならない</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 産業用及び公共施設用洗濯 (除外用途あり) ② 家庭用洗濯 ③ 織物及び皮革加工 (除外用途あり) ④ 農業用乳首浸漬液における乳化剤 ⑤ 金属加工 (除外用途あり) ⑥ パルプ及び紙の製造 ⑦ 化粧品 ⑧ パーソナルケア製品 (除外用途あり) ⑨ 農業及び殺生物中の補助配合剤 	<ol style="list-style-type: none"> ① 洗浄液がリサイクルまたは焼却される閉鎖系でのドライクリーニング - 洗浄液がリサイクルまたは焼却される特殊処理を含むクリーニングシステム ③ 廃水中への放出がない皮革加工 - 有機成分を完全に除去するためにプロセス水が前処理される特殊処理を含むシステム (羊皮の脱脂) ⑤ 洗浄液がリサイクルまたは焼却される制御された閉鎖系の金属加工システム ⑧ 殺精子薬剤
46a	ノニルフェノールエトキシラート (C2H4O)nC15H24O	—	2021年2月3日以降、通常のライフサイクルで水洗いされることが合理的に予見でき、全体又は個別の含有密度が0.01重量%以上の織物成形品は上市してはならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品 ・ノニルフェノールエトキシラートを使用しないで、主に回収した織物を使用して新たに製造したもの
47	六価クロム化合物類	—	<p>(1) セメントの総乾燥重量中に2mg/kg (0.0002%) 以上の可溶性の六価クロム化合物が含有及び溶解しているセメントやセメント混合物は上市及び使用してはならない (適合しているかはCEN規格の試験方法を利用すべきである。)</p> <p>(2) 還元剤を使用している場合、セメントまたはセメントを含む混合物のパッケージに梱包日付、貯蔵条件、貯蔵期間、適切な還元剤活性維持及び(1)項に表示された制限内の可溶性六価クロムの含有量を表示しなければならない</p> <p>(3) 皮膚と接触するようになる革成形品は、革の乾燥質量の3mg/kg (0.0003%) 以上の六価クロムを含有したものを上市してはならない</p> <p>(4) 皮膚と接触するようになる革部品を含む成形品は、革部品の乾燥重量の3mg/kg (0.0003%) 以上の六価クロムを含有したものを上市してはならない</p>	<p>(1) (2) セメントまたはセメントを含む混合物が閉鎖系の完全自動化された機械によって扱われ、皮膚への接触の可能性が全くない場合</p> <p>(3) (4) 2015年3月1日以前に連合内で最終消費者に中古で上市されたもの</p>
48	トルエン	108-88-3	一般用に販売されることを意図する接着剤またはスプレー塗料中に物質としてまたは0.1重量%以上の濃度で混合物の成分として上市及び使用してはならない	
49	トリクロロベンゼン	120-82-1	物質として、または0.1重量%以上の濃度で混合物の成分として上市または使用してはならない	<ul style="list-style-type: none"> ・合成の中間体 ・塩素化反応の閉鎖系プロセス中の溶媒または ・1, 3, 5-トリニトロ-2, 4, 6-トリアミノベンゼンの製造 (TATBの製造)

50	多環式芳香族炭化水素(PAH)		(1)2010年1月1日よりエキステンダー油は以下のものを含有する場合、上市してはならない。 タイヤまたはタイヤ部品の製造に使用してはならない ・1mg/Kg以上のBapまたは ・10mg/Kg以上のリスト掲載されたすべての多環式芳香族炭化水素類(PAHs)の合計	(2)左記(1)項に適合しているトレッドを持つ再生タイヤ (1)(2)以下の車以外で使用されるタイヤ ・2007/46/ECが適用される自動車及びそのトレーラー ・2003/37/ECが適用される農業・林業トラクター及びそのトレーラーや機材 ・2002/24/ECが適用される2、3輪車 (5)2022年8月9日時点で、人工芝競技場の充填剤又は遊技場や競技場の緩衝材として使用され、その場所で継続使用する顆粒やマルチ
	ベンゾ(a)ピレン(Bap)	50-32-8	(2)2010年1月1日以降、(1)項に適合しないタイヤ及び再生トレッド(滑り止め)は上市してはならない	
	ベンゾ(e)ピレン(Bep)	192-97-2	(3)リストにあるPAHsを1mg/kg(0.0001%)以上含有し、通常や十分に予想出来る使用条件で、直接皮膚や口腔に長期や繰り返し接触するゴムやプラスチック部分を含む成形品を一般大衆向けに上市してはならない。(2015年12月27日から適用)	
	ベンゾ(a)アントラセン(BaA)	56-55-3	(4)リストにあるPAHsを0.5mg/kg(0.0005%)以上含有し、通常や十分に予想出来る使用条件で、直接皮膚や口腔に長期や短期反復接触するゴムやプラスチック部分を含む玩具(含む運動・育児用)を上市してはならない。(2015年12月27日から適用)	
	クリセン(CHR)	218-01-9	(5)リストにあるPAHsの合計を20mg/kg(0.002%)以上含有し、人工芝競技場の充填剤又は遊技場や競技場の緩衝材として使用する顆粒やマルチ(※)を上市及び使用してはならない。(2022年8月10日から適用)	
	ベンゾ(b)フルオランテン(BbFA)	205-99-2	※「顆粒」とは、1~4mmの大きさの固体粒子からなる混合物で、リサイクルやバージン又は天然から作られるゴムやその他の加硫された素材、ポリマー素材から作られる。 「マルチ」とは、長さ4~130mm、幅10~15mmのフレーク状の固体粒子からなる混合物で、リサイクルやバージン又は天然から作られるゴムやその他の加硫された素材、ポリマー素材から作られる。	
	ベンゾ(j)フルオランテン(BjFA)	205-82-3		
50a	アセナフテン	83-32-9	リストに記載されたすべてのPAHの合計が50 mg/kg(粘土ターゲットの乾燥質量の0.005重量%)を超える場合は、2026年4月22日以降、射撃用の粘土ターゲットに市場に出したり、それ自体または他の物質の成分として使用したりしてはならない。	
	アセナフチレン	208-96-8		
	アントラセン	120-12-7		
	ベンゾ(a)アントラセン(BaA)	56-55-3		
	ベンゾ(a)ピレン(Bap)	50-32-8		
	ベンゾ(b)フルオランテン(BbFA)	205-99-2		
	ベンゾ(e)ピレン(Bep)	192-97-2		
	ベンゾ(ghi)ペリレン	191-24-2		
	ベンゾ(j)フルオランテン(BjFA)	205-82-3		
	ベンゾ(f)フルオランテン(BkFA)	207-08-9		
	クリセン(CHR)	218-01-9		
	ジベンゾ(a,h)アントラセン(DGAha)	53-70-3		
	フルオランテン	206-44-0		
	フルオレン	86-73-7		
	インデノ(1,2,3cd)ピレン	193-39-5		
	ナフタレン	91-20-3		
フェナントレン	85-01-8			
ピレン	129-00-0			
51	ビス(2-エチルヘキシル)フタラート (DEHP)	117-81-7	(1)単独又は組合せを、玩具又は育児用品で使用する可塑化された材料中に0.1重量%以上の濃度で、物質又は混合物として使用してはならない	(3) ・人の粘膜と接触又は人の皮膚と長時間接触(※)する可塑化された材料が無い、専ら工業用又は農業用で使用する成形品で専ら屋外で使用する成形品 ※「人の皮膚と長時間接触」とは、1日あたり10分以上継続して接触すること、または断続的に30分にわたって接触することをさす。 ・2024年1月7日以前に上市された航空機、又その航空機の専ら整備や修理に使用され、安全性と耐空性に不可欠な成形品 ・2024年1月7日以前に上市された指令2007/46/ECが適用される自動車、又その自動車の専ら整備や修理に使用され、それ無しでは自動車が機能しない成形品 ・2020年7月7日以前に上市された成形品 ・実験室用の測定装置、又はその部品 ・規則(EC)No1935/2004又は規則(EU)No10/2011が適用される、食品と接触することを意図した材料および成形品 ・指令90/385/EEC、93/42/EEC又は98/79/ECが適用される医療機器、又はその部品 ・指令2011/65/EUが適用される電気及び電子機器 ・規則(EC)No726/2004、指令2001/82/EC又は指令2001/83/ECが適用される医薬品の直接包装 ・(1)及び(2)に該当する玩具および育児用品
	ジブチルフタラート (DBP)	84-74-2	(2)単独又は組合せを、可塑化された材料中に0.1重量%以上の濃度で含有した玩具又は育児用品を上市してはならない(DIBPは、2020年7月7日以降に本制限が適用される)	
	ベンジルブチルフタラート (BBP)	85-68-7	(3)2020年7月7日以降、単独又は組合せを、可塑化された材料中に0.1重量%以上の濃度で含有した成形品を上市してはならない	
	ジイソブチルフタラートフタル (DIBP)	84-69-5		

52	以下のフタラート類		(1)子供により口の中に入れられる可能性がある玩具又は育児用品で使用する可塑化された材料中に0.1重量%以上の濃度で、物質又は混合物として使用してはならない		
	ジ-イソノニルフタラート(DINP)	28553-12-0 68515-48-0 26761-40-0	(2)可塑化された材料中に0.1重量%以上の濃度で含有したこれらの玩具又は育児用品を上市してはならない		
	ジ-イソデシルフタラート(DIDP)	68515-49-1			
	ジ-n-オクチルフタラート(DNOP)	117-84-0			
53	欠番				
54	2-(2-メトキシエトキシ)エタノール(DEGME)	111-77-3	2010年6月27日以降一般向けに0.1重量%以上の濃度で含有した塗料や塗料剥離剤、洗浄剤、自己研磨剤、床シーラント剤を上市してはならない		
55	2-(2-ブトキシエトキシ)エタノール(DEGBE)	112-34-5	(1)エアロゾル容器中に3重量%以上含有したスプレー塗料やスプレー洗剤は一般向けに2010年6月27日以降はじめて上市してはならない		
			(2)エアロゾル容器中にDEGBEを含有し(1)項に適合していないスプレー塗料やスプレー洗剤は一般向けに2010年12月27日以降上市してはならない		
56	メチレンジフェニルジイソシアネート(MDI) 以下特定の異性体を含む	26447-40-5	2010年12月27日以降、0.1重量%濃度のMDIを構成要素とする混合物を一般向けに上市してはならない	・上市前に供給者が確実に該当物を梱包する場合 ・熱溶解性接着剤	
	4,4'-メチレンジフェニルジイソシアネート	101-68-8			
	2,4'-メチレンジフェニルジイソシアネート	5873-54-1			
	2,2'-メチレンジフェニルジイソシアネート	2536-05-2			
57	シクロヘキサン	110-82-7	(1)2010年6月27日以降、初めて一般供給を目的に350g以上の容器中に0.1重量%以上の濃度で含有したネオプレンベースの接着剤の構成成分として上市してはならない		
			(2)2010年12月27日以降、(1)項に適合していないネオプレンベースの接着剤は一般供給を目的に上市してはならない		
58	硝酸アンモニウム(AN)	6484-52-2	2010年6月27日以降、初めて物質または固形や原液、調剤肥料として使用する硝酸アンモニウム中の窒素が28重量%以上含有する混合物を上市してはならない	欧州議会と理事会の規則No2003/2003について附属書IIIに示される高窒素含有硝酸アンモニウム肥料に関する技術規定に適合した肥料は除外	
59	ジクロロメタン	75-09-2	(1)(a)2010年12月6日以降、初めて一般や職業的使用者に供給する0.1重量%濃度以上のジクロロメタンを含有する塗装はがし剤を上市してはならない	(1)加盟国内の領域で使用経験を有する専門職にのみジクロロメタン含有の塗装はがし剤の特定の使用活動を許可する また、それら専門職への供給のための上市を許可する	
			(b)2011年12月6日以降、一般や職業的使用者に供給する0.1重量%濃度以上のジクロロメタンを含有する塗装はがし剤を上市してはならない		
			(c)2012年6月6日以降、0.1重量%濃度以上のジクロロメタンを含有する塗装はがし剤を職業的使用者用に使用してはならない		
60	アクリルアミド	79-06-1	2012年11月5日以降、グラウト用途向けで0.1重量%以上含有する物質又は混合物を上市及び使用してはならない。		
61	ジメチル=フマラート	624-49-7	成形品や部品に0.1mg/kgを超える濃度で使用してはならない。 0.1mg/kgを超える濃度を含む成形品や部品を上市してはならない。		
62	酢酸フェニル水銀	62-38-4	2017年10月10日以降、混合物中の水銀濃度が0.01重量%以上含む物質や混合物を製造、上市及び使用してはならない。		
	プロピオン酸フェニル水銀	103-27-5			
	2-エチルヘキシルフェニル水銀	13302-00-6			
	カプリル酸フェニル水銀	13864-38-5			
	ネオデカン酸フェニル水銀	26545-49-3	2017年10月10日以降、成形品及びその一部に水銀濃度が0.01重量%以上含む、左記フェニル水銀を単独又は複数含有する成形品や部品を上市してはならない。		
			(1)宝飾成形品に含まれる鉛(金属として表示)の濃度が重量比0.05%以上である場合、上市又は、宝飾成形品の個々の部品に使用してはならない。	(4)除外用途として、第1項は以下のものには適用されない: (a)69/493/EECの附属書Iで定義されたクリスタルガラス (b)消費者が触れない時計の内部部品 (c)非人工的や還元された貴石や半貴石(規則(EEC)No2658/87で定められたCNコード7103)、鉛や鉛を含むコンパウンドや混合物で処理されない場合) (d)エナメル(最低500度で溶かされた鉛石を融合、ガラス化又は焼結して出来るガラス混合物) (5)除外用途として、パラグラフ1は、2013年10月9日より前に初めて市場に出された宝飾成形品及び1961年12月10日より前に生産された宝飾成形品には適用されない。 (8)除外用途として、パラグラフ7には適用されない: (a)(1)の宝飾成形品 (b)69/493/EECの附属書I(カテゴリー1、2、3、4)で定義されたクリスタルガラス (c)非人工的や還元された貴石や半貴石(鉛や鉛を含むコンパウンドや混合物で処理されない場合) (d)エナメル(最低500度で溶かされた鉛石を融合、ガラス化又は焼結して出来るガラス混合物) (e)南京錠を含む鍵や錠 (f)楽器 (g)濃度0.5%を超えない真鍮からなる成形品(全体及び部分) (h)筆記具の先端 (i)宗教上で使われる成形品	
			(2)パラグラフ1の目的のために: (i)“宝飾成形品”とは、宝飾品及びイミテーションの宝飾成形品、ヘアアクセサリが含まれる: (a)ブレスレット及びネックレス、指輪 (b)ピアス (c)腕時計及び手首に付けるもの (d)ブローチ及びカフリンクス (ii)“個々の部品”とは、宝飾品の材料及び宝飾成形品の構成要素が含まれる。		
			(3)パラグラフ1は、上市又は宝飾品製造時に使われている個々の部品にも適用される。		
			(6)2017年10月9日までに、欧州委員会は、代替品の入手可能性やパラグラフ1で言及された物品からの鉛の移動を含む、新しい科学的情報に照らしてこの項目を再評価し、必要に応じてこの項目を適宜修正するものとする。		

63	鉛 及び その化合物	7439-92-1 他	<p>(7) 成形品又はその接触部分の鉛(金属として表示)の濃度が0.05重量%以上である場合には、これらの成形品又はその接触部分は、通常又は合理的に予見し得る使用状況において、幼児が口に入れる可能性がある場合、市場に出してはならず一般公衆に供給する成形品に使用してはならない。</p> <p>この規制値は、コーティングされているかどうかにかかわらず、そのような成形品又は成形品の接触部分からの鉛の放出率が0.05 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$(0.05 $\mu\text{g}/\text{g}/\text{h}$に相当)を超えないことを証明できる場合には適用されない。また、コーティングされた成形品については、当該成形品の通常または合理的に予見される条件において少なくとも2年間、この放出率を超えないことを保証するのに十分なコーティングである場合は、適用されない。</p> <p>このパラグラフの目的のために、成形品又は成形品の接触部分は、寸法が5 cm未満で、取り外し可能又は突出部分がある場合には、幼児が口に入れる可能性があると考えられる。</p> <p>(9) 2019年7月1日までに、欧州委員会は、代替品の利用可能性及びコーティングの完全性に関する要求を含む第7項に言及する成形品からの鉛の移行を含む新しい科学的情報に照らして、パラグラフ7及びパラグラフ8(e)、(f)、(i)及び(j)を再評価し、適切な場合には、それに応じてこのパラグラフの修正を行う。</p> <p>(11) 2023年2月15日以降、湿地帯または湿地帯から100m以内で、以下のいずれかの行為をすることは禁止される。</p> <p>(a) 重量比で1%以上の鉛の濃度を含む散弾を発砲すること。 (b) 湿地帯での射撃時又は湿地帯での射撃への移動時、そのような散弾を携帯すること。</p> <p>上記(a)、(b)の目的のために、</p> <p>(a) “湿地帯から100m以内”とは、湿地帯の外側の境界点から外側に100m以内 (b) “湿地帯での射撃”とは、湿地帯内又は湿地帯から100m以内での射撃 (c) 湿地帯または湿地帯から100メートル以内の場所で銃弾の所持又は射撃しているのを発見された場合、その人が他の種類の射撃であることを証明しない限り、当該射撃は湿地帯射撃であると推定される。</p> <p>上記において、規定された制限は、加盟国が、第12項に従って、選択肢を利用する意向を欧州委員会に通知した場合には、当該加盟国においては、適用されない。</p> <p>(12) 加盟国の領土(領海を除く)の合計の少なくとも20%が湿地である場合、当該加盟国は、パラグラフ11に定める制限に代えて、2024年2月15日からその領土の全域で以下の行為を禁止することができる：</p> <p>(a) 1重量%の鉛を含む銃弾の上市 (b) そのような銃弾での射撃 (c) 銃弾の所持</p> <p>選択肢を利用しようとする加盟国は、2021年8月15日までに、その旨を欧州委員会に通知する。加盟国は、遅滞なく、いかなる場合にも2023年8月15日までに、その採択した国内措置の文書を欧州委員会に伝達しなければならない。欧州委員会は、受領した当該意図の通知および国内措置の文書を遅滞なく公開するものとする。</p> <p>(13) パラグラフ11及びパラグラフ12の目的のために：</p> <p>(a) “湿地帯”とは、湿原、フェン、泥炭地、又は水域、天然又は人工、永久又は一時的、静水又は流水、淡水又は汽水又は塩水、干潮時の深さが6メートルを超えない海水域を含む。 (b) “銃弾”とは、散弾銃の単一の装薬またはカートリッジに使用される、または使用が意図されたベレットを意味する。 (c) “散弾銃”とは、滑腔砲を意味する(エアガンは除く)。 (d) “射撃”とは、散弾銃で射撃すること。 (e) “所持”とは、携帯すること、又は他の手段で携帯・輸送すること。 (f) 銃弾を所持している人物が“射撃を行う”か判断するために： (i) 全ての状況を考慮する。 (ii) 銃弾保持者が必ずしも射撃者である必要はない。</p> <p>(14) 加盟国は、2021年2月15日に施行された環境または人の健康の保護に関する国内規定を維持し、銃弾中の鉛を第11項に規定されるよりも厳しく制限することができる。</p> <p>加盟国は、当該国内規定の文書を遅滞なく欧州委員会に伝達するものとする。欧州委員会は、受領した当該国内規定の文書を遅滞なく一般に公開しなければならない。</p> <p>(15) 鉛の濃度がPVC材料の重量に対して0.1%以上である場合、塩化ビニル(“PVC”)のポリマー又はコポリマーから製造される成形品を上市したり、使用したりしてはならない。</p> <p>(16) パラグラフ15は、2024年11月29日から適用される。</p>	<p>(j) マンガン乾電池、ボタン電池 (k) 下記範囲の成形品 (i) 94/62/EC(包装及び包装廃棄物指令) (ii) (EC) No 1935/2004(食料品と接触することが意図されている材料および成形品規則) (iii) 2009/48/EC(改正玩具指令) (iv) 2011/65/EC(改正RoHS指令)</p> <p>(10) 除外用途として、パラグラフ7は、2016年6月1日以前に初めて上市された成形品には適用されてはならない。</p> <p>(17) 除外用途により、パラグラフ15は、2025年5月28日まではリサイクル軟質PVCを含むPVC成形品には適用しない。</p> <p>(18) 除外用途により、パラグラフ15は、リサイクル硬質PVCの重量に対して、鉛の濃度が1.5%未満である場合、2033年5月28日まではリサイクル硬質PVCを含むPVC成形品には適用しない。</p> <p>(a) 建築物や土木工事で使用される外装用の枠(profile)やシート、ただしデッキやテラスは除く。 (b) デッキやテラスの枠(profile)やシートについて、リサイクルPVCは中間層に使用され、鉛の濃度が0.1重量%未満のPVCまたは他の材料の層で全体が覆われている。 (c) 建築物や土木工事における隠れた空間や空洞(メンテナンス時を除いて、通常の使用時に手が届かない場所、例えばケーブルダクトなど)で使用するための枠(profile)やシート。</p> <p>(19) 除外用途により、パラグラフ15には適用されない。</p> <p>(a) 2033年5月28日まで、鉛電池に含まれるPVCとシリカセパレータ (b) パラグラフ1が適用される成形品はパラグラフ2からパラグラフ5まで、パラグラフ7が適用される成形品はパラグラフ8及びパラグラフ10に従って取り扱う。 (c) 以下の範囲内の成形品： (i) Regulation (EC) No 1935/2004; (ii) Directive 2011/65/EU; (iii) Directive 94/62/EC; (iv) Directive 2009/48/EC</p> <p>(20) 除外用途により、パラグラフ15は、上市されているPVC成形品は2024年11月28日まで適用されない。</p>
64	1, 4-ジクロロベンゼン	106-46-7	<p>トイレ、家、職場や他公共の室内での空気清浄や消臭目的で、0.1重量%以上の濃度の物質や混合物成分として、上市又は使用してはならない</p>	
65	無機アンモニウム塩	—	<p>アンモニアの放出量が体積比で3ppm(2.12mg/m³)未満でなければ、セルロース断熱材の混合物及び成形品を上市又は使用してはならない</p>	<p>・セルロース断熱材の成形品を製造する為の調剤の上市、使用</p>

66	ビスフェノールA	80-05-7	2020年1月2日以降、0.02重量%以上の濃度の感熱紙を上市してはならない	
67	欠番			
68	<p>CnF2n+1-C(=O)OH(n=8, 9, 10, 11, 12, 13)の直鎖状および分岐状のペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCA), その塩及びそれらの組合せ</p> <p>他の炭素原子に直接結合したCnF2n+1-(n=8, 9, 10, 11, 12, 13)のペルフルオロ基を有するC9-C14 PFCA関連物質, その塩及びそれらの組合せ</p> <p>他の炭素原子に直接結合していないCnF2n+1-(構造要素の1つとしてn=9, 10, 11, 12, 13, 14)で表されるペルフルオロ基を有するC9-C14 PFCA関連物質, その塩及びそれらの組合せ</p> <p>以下の物質はこの指定から除外</p> <p>CnF2n+1-X(X=F, Cl, Br, n=9, 10, 11, 12, 13, 14), それらの組合せ</p> <p>CnF2n+1-C(=O)OX' (n > 13及びX'=塩を含む基)</p>		<p>(1) 2023年2月25日以降、単独の物質として製造及び上市してはならない</p> <p>(2) 2023年2月25日以降、以下の用途に使用及び上市してはならない</p> <p>(a) 他の物質の構成要素</p> <p>(b) 混合物</p> <p>(c) 成形品</p> <p>但し、物質、混合物、又は成形品中の濃度が、C9-C14 PFCAとその塩の合計で25ppb以下、又はC9-C14 PFCA関連物質の合計で260ppb以下の場合を除く</p> <p>(3)(2)の適用免除措置として、ペルフルオロ炭素鎖長が6原子以下のフルオロケミカルの製造において、本規則の第19条4(a)~(f)の条件を満足する輸送される単離中間体として使用される物質に存在する場合、濃度制限はC9-C14 PFCAとその塩及びC9-C14 PFCA関連物質の合計で10ppmとする。欧州委員会は、この制限を2023年8月25日までに見直すものとする。</p> <p>(4) 以下は、2023年7月4日から(2)が適用される</p> <p>(i) 労働者の健康と安全を脅かす危険な液体から労働者を守るための撥水・撥油性のある繊維</p> <p>(ii) 以下を生産するためのポリテトラフルオロエチレン(PTFE)及びポリフッ化ビニリデン(PVDF)の製造品</p> <ul style="list-style-type: none"> - 高性能で耐食性のあるガスフィルター膜、水フィルター膜、医療用繊維の膜 - 産業廃棄物の熱交換器装置 - 揮発性有機化合物やPM2.5の微粒子の漏出を防ぐことができる工業用シーラント <p>(5) 適用免除措置として、2025年7月4日まで、C9-C14 PFCAとその塩及びC9-C14 PFCA関連物質を以下の用途に使用することが認められる</p> <p>(i) 半導体製造におけるフォトリソグラフィ又はエッチングプロセス</p> <p>(ii) フィルムに施される写真用コーティング</p> <p>(iii) 侵襲性及び埋め込み型医療機器</p> <p>(iv) 移動式および固定式を含むシステムにすでに設置されている液体燃料の蒸気抑制及び液体燃料火災用の消火用泡(原文に制限条件の詳細記載有り)</p> <p>(8)以下は、2023年12月31日から(2)(c)が適用される</p> <p>(a) 半導体単体</p> <p>(b) 半完成品及び完成品の電子機器に組み込まれた半導体</p> <p>(9)2023年12月31日前に上市された完成品の電子機器の予備部品又は交換部品に使用される半導体は、2030年12月31日から(2)(c)が適用される</p> <p>(10)2024年8月26日までは、ペルフルオロアルコキシ基を含むフッ素樹脂及びフッ素エラストマー中のC9-C14 PFCAの合計に対して、2000ppbを(2)の濃度制限値とし、2024年8月25日からは100ppbとする。ペルフルオロアルコキシ基を含むフッ素樹脂及びフッ素エラストマーの製造及び使用中のC9-C14 PFCAのすべての排出は回避されなければならない、不可能な場合には技術的及び実用的に可能な限り削減されなければならない。</p> <p>この適用免除措置は、(2)(c)の成形品には適用されない。</p> <p>欧州委員会は、この適用免除措置を2024年8月25日までに見直すものとする。</p> <p>(11)(2)の濃度制限値は、電離放射線照射又は熱分解によって製造されたPTFEマイクロパウダー、及びPTFEマイクロパウダーを含む工業用及び職業的使用者向けの混合物や成形品に存在する場合、C9-C14 PFCAの合計で1000ppbとする。PTFEマイクロパウダーの製造・使用時のC9-C14 PFCAのすべての排出は回避されなければならない、不可能な場合には技術的及び実用的に可能な限り削減されなければならない。欧州委員会は、この適用免除措置を2024年8月25日までに見直すものとする。</p> <p>(12) C9-C14 PFCA関連物質とは、その分子構造から、C9-C14 PFCAに分解または変化する可能性があると考えられる物質とする。</p>	<p>(6) (2)項の(c)は、2023年2月25日より前に上市された成形品には適用されない。</p> <p>(7) (2)項は、2028年8月25日まで、加圧式定量噴霧器のコーティングには適用されない。</p>
69	メタノール	67-56-1	2019年5月9日以降、0.6重量%以上の濃度のウィンドスクリーン洗浄、除霜液を一般向けに上市してはならない	

70	<p>オクタメチルシクロテトラシロキサン (D4)</p> <p>デカメチルシクロペンタシロキサン (D5)</p> <p>ドデカメチルシクロヘキサシロキサン (D6)</p>	<p>556-67-2</p> <p>541-02-6</p> <p>540-97-6</p>	<p>1. 上市してはならない</p> <p>(a)物質そのものとして;</p> <p>(b)他の物質の成分として;または</p> <p>(c)混合物中で;</p> <p>2026年6月6日以降に、それぞれの物質の0.1重量%以上の濃度で使用される場合。</p> <p>2. 2026年6月6日以降、織物、皮革、毛皮のドライクリーニングの溶剤として使用してはならない。</p>	<p>3. 段階的な措置:</p> <p>(a)ウオッシュオフ化粧品に含まれる4量体 (D4) および5量体 (D5) については、2020年1月31日以降、1項の(c)を適用する。</p> <p>本項の意図する、「ウオッシュオフ化粧品」とは、欧州議会および理事会規則 (EC) No 1223/2009 第2条 (1) 第 (a) 項に定義される化粧品であって、通常の使用条件下で、塗布後に水で洗い流すものとし;</p> <p>(b)3項 (a) に記載するもの以外の化粧品について、2027年6月6日以降に、1項の規定を適用するものとする;</p> <p>(c)欧州議会および理事会規則 (EU) 2017/745 第1条 (4) 並びに欧州議会および理事会規則 (EU) 2017/746 第1条 (2) に定義された機器については、2031年6月6日以降に、1項を適用するものとする。</p> <p>(d)指令2001/83/ECの第1条、2項に定義する医薬品、および規則 (EU) 2019/6 の第4条 (1) に定義する動物用医薬品については、2031年6月6日以降に、1項を適用するものとする。</p> <p>(e)繊維、皮革および毛皮のドライクリーニングにおける溶剤としての5量体 (D5) については、2034年6月6日以降に1項および2項を適用するものとする。</p> <p>4. ただし、1項は以下には適用しないものとする:</p> <p>(a)以下の工業用途の4量体 (D4)、5量体 (D5) および6量体 (D6) の上市:</p> <ul style="list-style-type: none"> —シリコンポリマーの製造におけるモノマーとして、 —他のシリコン物質の製造における中間体として、 —重合におけるモノマーとして、 —混合物の調合または (再) 充填、 —成形品の製造、 —非金属表面処理。 <p>(b)規則 (EU) 2017/745の第1条 (4) に定義される癒痕および創傷の治療およびケア、創傷の予防およびストーマのケアのための機器として使用する5量体 (D5) および6量体 (D6) の上市;</p> <p>(c)美術品及び骨董品の洗浄又は修復における専門的用途のための5量体 (D5) の上市;</p> <p>(d)管理された条件下で実施される研究開発活動において実験室試薬として使用するための4量体 (D4)、5量体 (D5) および6量体 (D6) の上市。</p> <p>5. ただし、1項 (b)は4量体 (D4)、5量体 (D5) および6量体 (D6) の上市には適用しないものとする:</p> <ul style="list-style-type: none"> —それ自身がシリコンポリマーの成分として、 —6項に基づいて除外された混合物中のシリコンポリマーの成分として。 <p>6. ただし、1項の(c)は、以下の条件において、シリコンポリマーの残留物として4量体 (D4)、5量体 (D5) または6量体 (D6) を含む混合物の上市には適用しないものとする:</p> <p>(a)4量体 (D4)、5量体 (D5) または6量体 (D6) (粘着、シーリング、接着および注型 (キャストリング) に使用するもので、混合物中のそれぞれの物質の濃度が重量比で1%以下のもの);</p> <p>(b)保護コーティング (海洋機器用途コーティングを含む) として使用するための、混合物中のいずれかの物質の濃度が0.5重量%以下の4量体 (D4)、または0.3重量%以下の5量体 (D5) もしくは6量体 (D6);</p> <p>(c)規則 (EU) 2017/745の第1条 (4) および規則 (EU) 2017/746の第1条 (2) に定義された機器として使用するための、混合物中の各物質の濃度が0.2重量%以下の4量体 (D4)、5量体 (D5) または6量体 (D6) であって、6項 (d) で言及された機器を除く;</p> <p>(d)歯科印象用として規則 (EU) 2017/745の第1条 (4) に定義された機器として使用する場合に、混合物中の濃度が3重量%以下の5量体 (D5)、または歯科印象用として使用する場合に、混合物中の濃度が1重量%以下の6量体 (D6);</p> <p>(e)4量体 (D4):混合物中のいずれかの物質の重量比で2%以下の濃度、または5量体 (D5) または6量体 (D6):馬のシリコンインソールまたは蹄鉄として使用する場合、混合物中のいずれかの物質の重量比で1%以下の濃度;</p> <p>(f)4量体 (D4)、5量体 (D5) または6量体 (D6) (接着促進剤として使用する場合、混合物中のそれぞれの物質の重量比で5%以下の濃度);</p> <p>(g)4量体 (D4)、5量体 (D5) 又は6量体 (D6) (3Dプリンタのものにおいては、混合物中のそれぞれの物質の重量の1%以下の濃度のものに限る。);</p> <p>(h)ラビッドプロトタイプリングおよび鋳造製造用、または石英ファイラーで安定化されたハイパフォーマンス用途のための、混合物中1重量%以下の濃度の5量体 (D5) または混合物中3重量%以下の濃度の6量体 (D6);</p> <p>(i)5量体 (D5) または6量体 (D6) (混合物中のいずれかの物質の濃度が重量比で1%以下のもので、パッド印刷または印刷パッドの製造に使用するもの);</p> <p>(j)美術品および骨董品の洗浄または修復における専門的用途のための、混合物の重量比で1%以下の濃度の6量体 (D6)。</p> <p>7. ただし、第1項および第2項は、洗浄溶剤がリサイクルまたは焼却される、厳密に管理された繊維、皮革、毛皮用の閉鎖型ドライクリーニングシステムにおける溶剤としての5量体 (D5) の上市、または使用には適用しないものとする。</p>
71	1-メチル-2-ピロリドン	872-50-4	<p>(1)2020年5月9日以降、製造者、輸入者および川下の使用者は、化学物質安全性報告書及び安全性データシート、作業員への暴露量が吸入曝露量で14.4mg/m³、皮膚曝露量で4.8mg/Kg/日である導出無毒性量 (DNELs) を同封しなければ、物質単体又は0.3%以上濃度の混合物を上市してはならない</p> <p>(2)2020年5月9日以降、製造者および川下の使用者は、適正なリスク管理措置を取り、上記(1)のDNELs以下の作業員曝露量を確保する適正な運用条件を提供しなければ、物質単体又は0.3%以上濃度の混合物を製造及び使用してはならない</p> <p>(3)(1)及び(2)の適用免除措置として、電線を被覆する工程において溶媒や反応物として上市又は使用する場合は2024年6月9日から義務が発生する</p>	

72	Appendix12の1列目にリスト化された物質	—	<p>(1)2020年11月1日以降、消費者に使用され、Appendix12で規定された濃度以上の物質が均質材料部分に含有する場合、以下を上市してはならない</p> <p>(a)衣服及びそのアクセサリ</p> <p>(b)通常又は合理的に予見される条件下、衣服と同じ範囲で人の皮膚に触れる衣服以外の織物</p> <p>(c)履物</p> <p>(2)ジャケット、コート及び室内装飾材料に含有するホルムアルデヒド(CAS番号 50-00-0)は、2020年11月1日から2023年11月1日の間は、濃度300mg/Kgで(1)が適用される。Appendix12で規定された濃度(75mg/Kg)はそれ以後に適用される。</p>	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然の皮、毛皮、獣の皮で作られた衣類及びそのアクセサリ、履物、それらの部品 ・非繊維ファスナー及び非繊維の装飾付属品 ・中古の、衣類及びそのアクセサリ、衣類以外の織物、履物 ・室内で使用する床一面のカーペット及び繊維床材、膝掛け、ランニングシューズ ・(EU)2016/425(個人用保護具規則)又は(EU)2017/745(医療機器規則)が適用される衣類及びそのアクセサリ、衣服以外の織物、履物 <p>(1)(b)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使い捨ての織物
73	(3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-トリデカフルオロオクチル)シラントリオール、及びびそのモノ、ジ又はトリ-O-(アルキル)燐導體(TDFAe)	—	<p>(1)2021年1月2日以降、有機溶剤に含まれる混合物(単体及び組合せ)の濃度が2ppb以上のスプレー製品を一般向け用途で上市してはならない</p> <p>(2)物質及び混合物に関する分類、包装、表示に関する他の共同体規定の施行を侵害することなく、職業的使用者向けに上市する本物質及び混合物を含有する</p> <p>(1)に該当するスプレー製品の包装には、見易く、消えないように、GHS06ピクトグラムと次のとおり表記しなければならない</p> <p>・職業的使用者に限定(for professional users only)</p> <p>・吸い込むと生命に危険(Fatal if inhaled)</p>	
74	ジイソシアネート類	—	<p>(1)2023年8月24日以降、単体、他物質の成分、混合物として工業用及び職業的使用者向けに以下を除いて使用してはならない</p> <p>(a)ジイソシアネートの密度が単体又は組合せで0.1%重量未満であること</p> <p>(b)雇用者又は自営業者は、物質又は混合物を使用する前に、工業用又は職業的使用者がジイソシアネートの安全な使用に関するトレーニングを正常に完了している事を保証すること</p> <p>(2)2022年2月24日以降、単体、他物質の成分、混合物として工業用及び職業的使用者向けに以下を除いて上市してはならない</p> <p>(a)ジイソシアネートの密度が単体又は組合せで0.1%重量未満であること</p> <p>(b)供給者は、物質又は混合物の受給者に、(1)(b)で要求された情報を提供し、包装には他のラベル情報から視覚的に区別して以下を表記する事を保証すること</p> <p>・2023年8月24日から、工業用及び職業的使用をする前に適正なトレーニングが要求される</p> <p>(原文ではトレーニング内容の記載有り)</p>	
75	<p>以下のいずれかに該当する物質</p> <p>(a)規則(EC)No1272/2008の附属書VIのPart3に分類されている以下の物質</p> <p>-発癌性物質カテゴリ1A, 1B, 2</p> <p>及び変異原性物質カテゴリ1A, 1B, 2</p> <p>但し、吸入による曝露のみの影響で分類されるものを除く</p> <p>-生殖毒性物質カテゴリ1A, 1B, 2</p> <p>但し、吸入による曝露のみの影響で分類されるものを除く</p> <p>-皮膚感作性カテゴリ1, 1A, 1B</p> <p>-皮膚腐食性カテゴリ1, 1A, 1B, 1C</p> <p>及び皮膚刺激性カテゴリ2</p> <p>-重度眼障害カテゴリ1及び眼刺激性カテゴリ2</p> <p>(b)規則(EC)No1223/2009の附属書IIにリスト化された物質</p> <p>(c)規則(EC)No1223/2009の附属書IVにリスト化された物質であって、その附属書表のg, h及びi列に少なくとも1つに条件が指定されているもの</p> <p>(d)Appendix13にリスト化された物質</p> <p>制限用途の(3)及び(4)項は、本項目の本欄の(a)から(d)に該当する物質を含むか否かに関わらず、タトゥー目的で使用するためのすべての混合物に適用される。</p>	—	<p>(1)2022年1月4日以降、物質や物質群が以下の条件で存在する場合、タトゥー使用目的で物質を含有した混合物を上市してはならない、又物質を含有した混合物をタトゥー使用目的で使用してはならない</p> <p>(a)規則(EC)No1272/2008の附属書VIのPart3の発癌性物質カテゴリ1A, 1B, 2及び変異原性物質カテゴリ1A, 1B, 2の場合、混合物の濃度が0.00005%重量以上</p> <p>(b)規則(EC)No1272/2008の附属書VIのPart3の生殖毒性物質カテゴリ1A, 1B, 2の場合、混合物の濃度が0.001%重量以上</p> <p>(c)規則(EC)No1272/2008の附属書VIのPart3の皮膚感作性カテゴリ1, 1A, 1Bの場合、混合物の濃度が0.001%重量以上</p> <p>(d)規則(EC)No1272/2008の附属書VIのPart3の皮膚腐食性カテゴリ1, 1A, 1B, 1C及び皮膚刺激性カテゴリ2の場合、</p> <p>(i)pH調整剤としてのみ使用する場合は、混合物の濃度が0.1%重量以上</p> <p>(ii)(i)以外の場合は、混合物の濃度が0.01%重量以上</p> <p>(e)規則(EC)No1223/2009の附属書IIにリスト化された物質の場合、混合物の濃度が0.00005%重量以上</p> <p>(f)規則(EC)No1223/2009の附属書IVにリスト化され、その附属書表のg列に条件が指定されている物質の場合、混合物の濃度が0.00005%重量以上</p> <p>(g)規則(EC)No1223/2009の附属書IVにリスト化され、その附属書表のh及びi列に条件が指定されている物質の場合、混合物の濃度が指定された条件に合致しない時</p> <p>(h)Appendix13にリスト化された物質の場合、リストに記載された濃度以上</p> <p>(2)Appendix13に記載されていない物質が(1)(a)から(g)までのいずれかに該当する場合には、その物質については、その時点で定められた最も厳しい濃度制限が適用されるものとする。また、Appendix13に掲げる物質が(1)(a)から(g)までのいずれか1つ以上に該当する場合には、(1)(h)に定める濃度制限値を適用するものとする。</p> <p>(3)2022年1月4日以降、タトゥー目的で使用するための混合物を市場に出す供給者は、その混合物に情報を表示することを保証しなければならない(情報表示内容は原文参照)</p> <p>(4)「タトゥー又はパーマメントメイクアップで使用する混合物(Mixture for use in tattoos or permanent make-up)」の表示のない混合物は、タトゥー使用目的で使用してはならない</p>	<p>以下の物質(2023年1月4日迄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(a)Pigment Blue 15:3 (CI 74160, EC No 205-685-1, CAS No 147-14-8) ・(b)Pigment Green 7 (CI 74260, EC No 215-524-7, CAS No 1328-53-6) ・ホルムアルデヒド(CAS No.50-00-0, EC No.200-001-8)を除いて、温度20°Cで圧力101.3kPaの気体であるか、または温度50°Cで300kPa以上の蒸気圧を発生する物質 <p>規則(EU)2017/745が適用される専ら医療機器及び付属品として、上市・利用されるタトゥー使用目的の混合物</p>

76	N, N-ジメチルホルムアミド	68-12-2	<p>(1)2023年12月12日以降、製造者、輸入者および川下の使用者は、化学物質安全性報告書及び安全性データシート、作業者への暴露量が吸入曝露量で6mg/m³、皮膚曝露量で1.1mg/Kg/日である導出無毒性量 (DNELs)を同封しなければ、物質単体、他の物質の構成要素、又は0.3%以上濃度の混合物を上市してはならない。</p> <p>(2)2023年12月12日以降、製造者および川下の使用者は、適正なリスク管理措置を取り、上記(1)のDNELs以下の作業者曝露量を確保する適正な運用条件を提供しなければ、物質単体、他の物質の構成要素、又は0.3%以上濃度の混合物を製造及び使用してはならない。</p> <p>(3)(1)及び(2)の適用免除措置として、繊維および紙素材の直接又は転写ポリウレタンコーティング工程、又はポリウレタン膜の製造における溶剤として上市又は使用する場合は2024年12月12日から、合成繊維の乾式及び湿式紡績工程における溶剤として上市又は使用する場合は2025年12月12日から、義務が発生する。</p>	
77	ホルムアルデヒド 及び ホルムアルデヒド放出物質	50-00-0	<p>(1) 2026年8月6日以降、Appendix(付録) 14に規定された試験条件下で、成形品から放出されるホルムアルデヒドの濃度が以下を超える場合、成形品を上市してはならない：</p> <p>(a) 家具及び木製品については、0.062 mg/ m³</p> <p>(b) 家具及び木製品以外の成形品については、0.080 mg/ m³</p> <p>(2) 2027年8月6日以降、Appendix(付録) 14に規定された試験条件下で、車室内のホルムアルデヒド濃度が0.062 mg/ m³ を超える道路運送車両を上市してはならない。</p>	<p>(1)項の除外項目 本項は、以下のものには適用されない：</p> <p>(a) ホルムアルデヒド又はホルムアルデヒド放出物質が、成形品が製造される材料中に天然に存在する成形品；</p> <p>(b) 予見可能な条件下で、屋外でのみ使用される成形品；</p> <p>(c) 建築物の外壁と蒸気バリアの外側でのみ使用され、ホルムアルデヒドを屋内空気に放散しない建築物の成形品；</p> <p>(d) 主に工業用又は業務用の成形品で、そこから放出されるホルムアルデヒドが、予見可能な使用条件下で一般公衆のばく露につながらないもの；</p> <p>(e) エントリー 72 の制限が適用される成形品；</p> <p>(f) 欧州議会及び理事会規則 (EU)No 528/2012(*1)の範囲内の殺生物性製品である成形品；</p> <p>(g) (EU)2017/745の範囲内の機器；</p> <p>(h) (EU)2016/425の範囲内の個人保護具；</p> <p>(i) (EC)No 1935/2004 の範囲内で、食品と直接又は間接的に接触することを意図した成形品；</p> <p>(j) 中古品</p> <p>(2)項の除外項目 本項は、以下のものには適用されない：</p> <p>(a) 工業用又は業務用の道路運送車両。ただし、これらの車両の内部におけるホルムアルデヒドの濃度が、予見可能な使用条件下で一般公衆の暴露につながる場合を除く；</p> <p>(b) 中古自動車</p>
	<p>合成ポリマー微粒子：</p> <p>固体のポリマーで、以下の両方の条件を満たすもの：</p> <p>(a) 粒子中に含まれ、その粒子の少なくとも1重量%を構成する； または粒子上に連続的な表面コーティングを形成する；</p> <p>(b) (a)で言及される粒子の少なくとも1重量%が、以下の条件の いずれかを満たす：</p> <p>(i) 粒子のすべての寸法が5mm以下である；</p> <p>(ii) 粒子の長さが15mm以下であり、長さと同径の比が3より大きい</p> <p>以下のポリマーはこの指定から除外される：</p> <p>(a) 自然界で行われた重合プロセスの結果であり、抽出されたプロセスとは無関係なポリマーで、化学的に変性された物質ではないもの；</p> <p>(b) Appendix 15に従って検証された分解可能なポリマー；</p> <p>(c) Appendix 16に従って検証された、溶解度が2g/Lを超えるポリマー；</p> <p>(d) 化学構造中に炭素原子を含まないポリマー。</p>		<p>(1) 合成ポリマー微粒子が、求められる特性を付与するために存在する場合は、0.01 重量%以上の濃度で混合物として上市してはならない。</p> <p>(2) 本項目では、以下の定義を適用する：</p> <p>(a) 「粒子」とは、定義された物理的境界を有する、単一分子以外の微小な物質をいう；</p> <p>(b) 「固体」とは、液体または気体以外の物質または混合物をいう；</p> <p>(c) 「気体」とは、50°Cにおいて蒸気圧が300kPa(絶対圧)を超える物質または混合物、あるいは20°Cにおいて標準圧力101.3kPaで完全に気体である物質または混合物をいう；</p> <p>(d) 「液体」とは、以下のいずれかの条件を満たす物質または混合物をいう：</p> <p>(i) その物質または混合物の50°Cにおける蒸気圧が300kPa以下であり、20°Cおよび101.3kPaの標準圧力において完全に気体ではなく、101.3kPaの標準圧力において融点または初期融点が20°C以下であること；</p> <p>(ii) 物質または混合物が、米国材料試験協会 (ASTM) D 4359-90 Standard Test Method for Determining a Material Is a Liquid or a Solid の基準を満たすこと；</p> <p>(iii) 物質又は混合物が、1957年9月30日にジュネーブで締結された「道路での危険物の国際輸送に関する欧州協定 (ADR)」の附属書 A の第 2 部の 2.3.4 章に記載されている流動性試験 (ペネトメーター試験) に合格していること；</p> <p>(e) 「化粧品」とは、専ら又は主としてその外観を変化させることを目的として、人体の特定の外部の部分、すなわち表皮、眉毛及びまつげに接触させることを目的とする物質又は混合物をいう。</p> <p>(3) この項目の対象となる合成ポリマー微粒子の濃度が、利用可能な分析方法または添付文書によって決定できない場合、1項に言及された濃度限界への適合を検証するために、少なくとも以下のサイズの粒子のみを対象とする。</p> <p>(a) すべての寸法が5 mm以下の粒子の場合、0.1 μm；</p> <p>(b) 長さが15 mm以下で、長さと同径の比率が3より大きい粒子の場合は、長さ0.3 μm。</p> <p>(6) (1)の規定は、以下の用途について適用する：</p> <p>(a) 2029年10月17日から、香料のカプセル化に使用する合成ポリマー微粒子に適用する；</p> <p>(b) Regulation (EC) No 1223/2009のAnnexes IIからVIの前文の(1)(a)に定義される「洗い流す製品」については、2027年10月17日から、ただし、当該製品が本項の(a)に該当するか、または研磨剤として、すなわち、角質を除去、研磨または洗浄するために使用する合成ポリマー微粒子 (以下「マイクロビーズ」)を含む場合を除く；</p> <p>(c) Regulation (EC) No 1223/2009の附属書IIからVIまでの前文の(1)(e)に定義される唇用製品、同規則の附属書IIからVIまでの前文の(1)(g)に定義される爪用製品、および同Regulationの適用範囲内のメークアップ製品については、2035年10月17日から、当該製品が本項の(a)または(b)に該当するか、マイクロビーズを含む場合を除く；</p> <p>(d) Regulation (EC) No 1223/2009の附属書IIからVIの前文の(1)(b)に定義されるリブオン製品については、2029年10月17日から、ただし、当該製品が本項の(a)または(c)に該当する場合を除く；</p>	<p>(4) (1)項は、以下のものの上市には適用されない：</p> <p>(a) 合成ポリマー微粒子は、それ自体または混合物として、製造現場で使用される；</p> <p>(b) Directive 2001/83/EC の範囲内の医薬品、及び欧州議会及び理事会Regulation(EU) 2019/6 (*1) の範囲内の動物用医薬品；</p> <p>(c) 欧州議会および理事会Regulation(EU) 2019/1009(*2)の範囲内のEU肥料製品；</p> <p>(d) 欧州議会および理事会Regulation(EC) No 1333/2008(*3)の範囲内の食品添加物；</p> <p>(e) 欧州議会及び理事会Regulation(EU)2017/746(*4)の範囲内の機器を含む体外診断用機器；</p> <p>(f) 本項の(d)に該当しない、Regulation(EC)No 178/2002の第2条にいう食品、及び同Regulationの第3条(4)に定義される飼料。</p> <p>(5) (1)項は、以下の合成高分子微粒子を単独または混合物として上市する場合には適用されない：</p> <p>(a) 意図された最終用途において使用説明書に従って使用される場合、環境への放出が防止される様に技術的方法で封じ込められた合成ポリマー微粒子；</p> <p>(b) 合成ポリマー微粒子であって、意図されたエンドユーズにおいて、その物理的特性が恒久的に改変され、そのポリマーがもはや本エントリーの範囲に含まれなくなるもの；</p> <p>(c) 意図されたエンドユーズの間、固体材料中に恒久的に組み込まれる合成ポリマー微粒子。</p> <p>(16) (1)項は、2023年10月17日以前に上市された合成高分子微粒子の単独または混合物の上市には適用されない。</p> <p>ただし、(1)項は、(6)項に掲げる用途の合成高分子微粒子の上市には適用されない。</p>

- (e)洗剤については2028年10月17日から、ただし、これらの製品が本項(a)に該当するか、マイクロビーズを含む場合を除く；
- (f)欧州議会および理事会Regulation(EU)2017/745(*5)の範囲内の医療機器については、2029年10月17日から、ただし、それらの機器にマイクロビーズが含まれている場合を除く；
- (g)Regulation(EU)2019/1009の第2条(1)に定義される「肥料製品」で、同規則の適用範囲に含まれないものについては、2028年10月17日から；
- (h)欧州議会および理事会Regulation(EC)No1107/2009(*6)第2条(1)に規定される植物防疫製品およびこれらの製品で処理された種子、ならびに欧州議会および理事会規則(EU)No528/2012(*7)第3条(1)項(a)に規定される殺生物性製品については、2031年10月17日から；
- (i)(g)または(h)に該当しない農園芸用製品については、2028年10月17日から；
- (j)合成スポーツ・サーフェスに使用する粒状充填材については、2031年10月17日から。
- (7)2025年10月17日以降、4項(a)の合成ポリマー微粒子の供給者は、以下の情報を提供しなければならない；
- (a)合成ポリマー微粒子の環境への放出を防止する方法を川下ユーザーに説明する、使用および廃棄に関する指示書；
- (b)以下の記述：「供給される合成ポリマー微粒子は、欧州議会および理事会Regulation(EC)No1907/2006の附属書XVIIの項目78に規定された条件に従う；
- (c)物質または混合物中の合成ポリマー微粒子の量または濃度に関する情報；
- (d)物質または混合物に含まれるポリマーの特定に関する一般的な情報であって、製造者、川下ユーザーおよびその他の供給者が、第11項および第12項に規定する義務を遵守するためのもの。
- (8)2026年10月17日以降、(4)項(e)の合成ポリマー微粒子を含む製品の供給者は、また、2025年10月17日以降、(4)項(d)および(5)項の合成ポリマー微粒子を含む製品の供給者は、合成ポリマー微粒子の環境への放出を防止する方法を説明する使用および廃棄に関する説明書を、専門家である使用者および一般公衆に提供しなければならない。
- (9)2031年10月17日から2035年10月16日まで、合成ポリマー微粒子を含む(6)項(c)の製品の供給者は、以下の声明を提供しなければならない。「この製品にはマイクロプラスチックが含まれています。」ただし、2031年10月17日以前に上市された製品については、2031年12月17日まではその表示を義務付けない。
- (10)(7)項、(8)項及び(9)項で規定される事項は、明瞭に視認でき、読みやすく、かつ消えない文書の形で、又は(7)項及び(8)項の情報について適切な場合にはピクトグラムで提供されなければならない。テキストまたはピクトグラムは、合成高分子微粒子を含む製品のラベル、包装、または包装リーフレットに、あるいは(7)項の情報については安全データシートに記載しなければならない。テキストまたはピクトグラムに加えて、供給者は、その情報の電子版にアクセスできるデジタルツールを提供してもよい。
- (7)項、(8)項及び(9)項に従い、使用及び廃棄に関する指示をテキストの形で提供する場合、当該加盟国が別段の定めをしない限り、物質又は混合物が上市される加盟国の公用語でなければならない。
- (11)2026年以降、工場用地でプラスチック製造の原料として使用されるペレット、フレーク、粉末の形態の合成ポリマー微粒子の製造業者及び製造工程の川下ユーザー、並びに2027年以降、工場用地で合成ポリマー微粒子を使用する合成ポリマー微粒子のその他の製造業者及びその他の製造工程の川下ユーザーは、毎年5月31日までに以下の情報を当局へ提出しなければならない；
- (a)前年における合成高分子微粒子の用途に関する記述；
- (b)合成ポリマー微粒子の用途毎に、使用されるポリマーの識別に関する一般的な情報；
- (c)合成ポリマー微粒子の使用毎に、前年に環境に放出された合成ポリマー微粒子の量の推定値。これには、輸送中に環境に放出された合成ポリマー微粒子の量も含まれるものとする。
- (d)合成高分子微粒子の各用途について、(4)項(a)に規定する適用除外に言及すること。
- (12)2027年以降、(4)項、(b)、(d)及び(e)、並びに第5項で言及される合成ポリマー微粒子を含有する製品を、プロフェッショナルユーザー及び一般消費者向けに初めて上市する供給者は、毎年5月31日までに、以下の情報を当局に提出しなければならない；
- (a)前年に合成ポリマー微粒子が上市されたエンドユースの記述；
- (b)合成ポリマー微粒子が上市された各エンドユースについて、前年に上市されたポリマーの識別に関する一般的な情報；
- (c)合成ポリマー微粒子が上市されたエンドユース毎に、前年に環境に放出された合成ポリマー微粒子の量の推定値。これには、輸送中に環境に放出された合成ポリマー微粒子の量も含まれるものとする。
- (d)合成ポリマー微粒子の各用途について、(4)項(b)、(d)若しくは(e)又は(5)項(a)、(b)若しくは(c)に規定する適用除外に言及すること。
- (13)当局は、(11)項および第12項に基づいて提出された情報を加盟国に提供するものとする。
- (14)合成ポリマー微粒子を含む製品の製造業者、輸入業者及び川下事業者は、製品に含まれる本項目で規定されるポリマーの識別情報及び製品中のポリマーの機能に関する具体的な情報を、所轄当局の要求に応じて提供しなければならない。ポリマーの特定に関する情報は、ポリマーを明確に特定するのに十分なものでなければならず、該当する場合には、少なくともAnnexVIの2.1～2.2.3及び2.3.5、2.3.6及び2.3.7に規定する情報を含まなければならない。
- 川下事業者が情報を入手出来ない場合は、管轄当局からの要求を受けてから7日以内に供給者に情報を要求し、遅滞なくその要求を当局に通知しなければならない。
- (2)項の要請を受けた供給者は、要求された情報を30日以内に、川下事業者または直接要求した管轄当局に提出しなければならない。
- 供給者が川下事業者に情報を提供する場合、川下事業者はその情報を遅滞なく管轄当局に提出しなければならない。
- 供給者が当局に直接情報を提供する場合、遅滞なくその旨を当該川下事業者に通知しなければならない。
- (15)分解性又は溶解性を理由として合成高分子微粒子の指定から除外されると主張されている高分子を含む製品の製造業者、輸入業者及び川下事業者は、所管官庁の要請があれば、当該高分子がAppendix15に従って分解性又はAppendix16に従って溶解性であることを証明する情報を遅滞なく提供しなければならない。

79	<p>ウンデカフルオロヘキサ酸 (Undecafluorohexanoic acid) (PFHxA)、その塩および PFHxA 関連物質:</p> <p>(a)構造要素の 1 つとして別の炭素原子に直接結合した式 C5F11- の直鎖または分岐ペルフルオロペンチル基を有するもの、または</p> <p>(b)化学式 C6F13- の直鎖または分岐ペルフルオロヘキシル基を有するもの。</p> <p>以下の物質はこの指定から除外される:</p> <p>(a)C6F14</p> <p>(b)C6F13-C(=O)OH、C6F13-C(=O)O-X' または C6F13-CF2-X' (X' = 塩を含む任意の基)</p> <p>(c)末端以外の炭素原子の 1 つで炭素原子に直接結合したペルフルオロアルキル基 C6F13- を有する物質。</p>	-	<p>(1) 2026 年 10 月 10 日以降、均質材料で測定された PFHxA とその塩の合計が 25 ppb 以上、または PFHxA 関連物質の合計が 1,000 ppb 以上の濃度で、下記のことを上市または使用してはならない:</p> <p>(a)一般向けの衣類および関連アクセサリに使用される繊維、皮革、毛皮、獣革。</p> <p>(b)一般向けの履物。</p> <p>(c)規則 (EC) No 1935/2004 の範囲内で食品接触材料として使用される紙および段ボール。</p> <p>(d)一般向けの混合物。</p> <p>(e)規則 (EC) No 1223/2009 の第 2 条 (1) 項 (a) で定義される化粧品。</p> <p>(2) 2027 年 10 月 10 日以降、均質材料で測定された PFHxA とその塩の合計が 25 ppb 以上、または PFHxA 関連物質の合計が 1,000 ppb 以上の濃度で、繊維、皮革、毛皮、獣皮 (第 1 項で言及されている衣類および関連アクセサリを除く) を一般向けに上市または使用してはならない。</p> <p>(4) 2026 年 4 月 10 日以降、PFHxA とその塩の合計が 25ppb 以上、または PFHxA 関連物質の合計が 1000ppb 以上の濃度で、下記の物質を上市または使用してはならない。</p> <p>(a)訓練および試験用の泡消火薬剤および泡消火薬剤濃縮物(ただし、すべての放出が封じ込められていることを条件とする消火システムの機能試験を除く)。</p> <p>(b)公共消防用の泡消火薬剤および泡消火薬剤濃縮物。ただし、これらのサービスが欧州議会および理事会指令 2012/18/EU (*1) の対象となる施設で発生した産業火災に介入し、泡消火薬剤および機器をその目的にのみ使用する場合は除く。</p> <p>(*1) 2012年7月4日付欧州議会および理事会指令2012/18/EU(危険物質が関与する重大事故危険の管理に関する指令で、理事会指令96/82/ECを修正し、その後廃止したもの)(OJ L 197, 24.7.2012, p. 1, ELIhttp://data.europa.eu/eli/dir/2012/18/oj)。</p> <p>(5) 2029 年 10 月 10 日以降、PFHxA およびその塩の合計が 25 ppb 以上、または PFHxA 関連物質の合計が 1,000 ppb 以上の濃度で、民間航空 (民間空港を含む) 用の泡消火薬剤および泡消火薬剤濃縮液として上市または使用してはならない。</p> <p>(9) このエントリの目的において、PFHxA 関連物質とは、分子構造に基づいて、PFHxA に分解または変換される可能性があると考えられる物質である。</p>	<p>(3) (1) 項および第 2 項は、以下には適用されない。</p> <p>(a) 個人用保護具規則 (EU) 2016/425 の附属書 1 のリスクカテゴリー III、(a)、(c) から (f)、(h)、および (i) の範囲内のリスクからユーザーを保護することを目的とした個人用保護具。</p> <p>(b) 欧州医療機器規則 (EU) 2017/745 の範囲内の装置。</p> <p>(c) 体外診断用医療機器規則 (EU) 2017/746 の範囲内の装置。</p> <p>(d) 建設用繊維として使用される繊維。</p> <p>(6) (1) 項、(2) 項、(4) 項および(5) 項 は、欧州議会および理事会規則 (EU) 2019/1021 の附属書 1 で禁止されている硫黄原子に直接結合したペルフルオロアルキル基 C6F13- を持つ物質には適用されない(*2)。</p> <p>(*2) 難分解性有機汚染物質に関する2019年6月20日の欧州議会及び理事会規則(EU) 2019/1021 (OJ L 169, 25.6.2019, p. 45, ELI: http://data.europa.eu/eli/reg/2019/1021/oj)。</p> <p>(7) (1) 項の適用免除措置として、同項は 2026 年 10 月 10 日より前に上市された成形品および混合物には適用されない。</p> <p>(8) (2) 項の適用免除措置として、同項は 2027 年 10 月 10 日より前に上市された成形品には適用されない。</p>
80	N, N-ジメチルアセトアミド (DMAC)	127-19-5	<p>(1) 製造業者、輸入業者および川下ユーザーが、関連する化学物質安全性報告書および安全性データシートに、作業者の長期吸入ばく露に関する無影響量 (DNEL) 13 mg/m³、長期経皮ばく露に関する無影響量 (DNEL) 1.8 mg/kg bw/日に記載しない限り、2026年12月23日以降、物質そのもの、他の物質の構成要素として、または混合物として0.3% 以上の濃度で上市してはならない。</p> <p>(2) 製造業者および川下ユーザーが適切なリスク管理措置を講じ、作業者のばく露が第1項に規定されたDNEL未満であることを確実にするための適切な作業条件を提供しない限り、2026年12月23日以降、物質そのもの、他の物質の構成要素として、または混合物として0.3% 以上の濃度で製造または使用してはならない。</p>	<p>第1項および第2項の適用除外により、人工繊維の製造における溶剤としての使用または使用のための上市に関して、同項に定められた義務が2029年6月23日から適用される。</p>
81	1-エチルピロリジン-2-オン (NEP)	2687-91-4	<p>(1) 製造業者、輸入業者および川下ユーザーが、関連する化学物質安全性報告書および安全性データシートに、作業者の長期吸入ばく露に関する無影響量 (DNEL) 4.0 mg/m³、長期経皮ばく露に関する無影響量 (DNEL) 2.4 mg/kg bw/日に記載しない限り、2026年12月23日以降、物質そのもの、他の物質の構成要素として、または混合物として0.3% 以上の濃度で上市してはならない。</p> <p>(2) 製造業者および川下ユーザーが適切なリスク管理措置を講じ、作業者のばく露が第1項に規定されたDNEL未満であることを確実にするための適切な作業条件を提供しない限り、2026年12月23日以降、物質そのもの、他の物質の構成要素として、または混合物として0.3% 以上の濃度で製造または使用してはならない。</p>	

改訂履歴 (2011年9月～)

2011年9月: ①(EU)No 494/2011により見直し(エントリー-23の見直し)

②閲覧者様よりの指摘で制限物質誤記修正

- エントリー-9のベンジン⇒ベンジジン
- エントリー-12のCAS番号92-59-8⇒91-59-8
- エントリー-13のCAS番号91-87-5⇒92-87-5

③制限物質の下記エントリー翻訳を見直し(誤記、表現の統一等)

- エントリー1～8, 18a, 19, 20, 22～27, 31, 39, 40, 41, 43, 46

2012年4月: ①修正法に(EU)No 109/2012を追加(物質リストの変更はありません。)

②エントリー-3の誤記修正

③サポートセンターの名称変更及び連絡先追加

2012年6月: ①(EU)No 412/2012により見直し(エントリー-61の追加)

②修正法の(EC)No 790/2009を削除

③制限物質エントリー-28～30物質、物質群名称の表現修正(「Appendix参照」を追加)

2012年10月: ①(EU)No 835/2012により見直し(エントリー-23の見直し)

②(EU)No 836/2012により見直し(エントリー-63の追加)

③(EU)No 847/2012により見直し(エントリー-18aの見直し)

④(EU)No 848/2012により見直し(エントリー-62の追加)

2013年3月: ①(EU)No 126/2013により見直し

(エントリー-6, 16, 17, 28, 29, 30, 47, 56の見直し。エントリー-42の削除)

2013年7月: ①エントリー-23の翻訳を見直し

②エントリー-50の翻訳を見直し

2014年1月: ①(EU)No 1272/2013により見直し(エントリー-50の見直し)

2014年4月: ①(EU)No 301/2014により見直し(エントリー-47の見直し)

②(EU)No 317/2014を修正リストに追加(本リストの修正はありません。)

2014年6月:①(EU)No 474/2014により見直し(エントリー64の追加)

2015年3月:①(EU)No 2015/326を修正リストに追加(エントリー50～52の見直し。翻訳部分の修正はありません。)

2015年5月:①(EU)No 2015/628により見直し(エントリー63の見直し)

2015年9月:①(EU)No 2015/1494により見直し(エントリー5の見直し)

2016年2月:①(EU)No 2016/261により見直し(エントリー46aの追加)

2016年3月:①(EU)No 2016/217により見直し(エントリー23の見直し)

2016年8月:①(EU)No 2016/1005により見直し(エントリー6の見直し)

②(EU)No 2016/1017により見直し(エントリー65の追加)

③社名を 三菱重工業 相模原 ⇒ 三菱重工エンジン&ターボチャージャ株式会社 に変更

2017年1月:①(EU)2016/2235により見直し(エントリー66の追加)

②リストにおいて、「調剤」を「混合物」に表現見直し

2017年2月:①(EU)2017/2271により見直し(エントリー67の追加)

②エントリー66の物質名称を「ビスフェノールA」に修正

2017年7月:①(EU)2017/1000により見直し(エントリー68の追加)

2017年9月:①(EU)2017/1510を修正リストに追加(本リストの修正はありません。)

2018年1月:①(EU)2018/35により見直し(エントリー70の追加)

2018年5月:①(EU)2018/588により見直し(エントリー71の追加)

②(EU)2018/589により見直し(エントリー69の追加)

③改定履歴を最終項に移動

2018年6月:①(EU)2018/675を修正リストに追加(本リストの修正はありません。)

2018年10月:①エントリー67を正誤表により翻訳修正(制限用途(2)部分)

②(EU)2018/1513により見直し(エントリー72の追加)

2018年11月:①エントリー28～30の制限用途・除外用途部分の見直し

2019年1月:①(EU)2018/2005により見直し(エントリー51の修正)

②エントリー52の翻訳を見直し

2019年6月:①(EU)2019/9571により見直し(エントリー73の追加)

2019年7月:①(EU)2019/1148により見直し(エントリー58の見直し)

2020年8月:①改定履歴の「カテゴリ」を「エントリー」に修正

②(EU)2020/1149により見直し(エントリー74の追加)

③エントリー51の除外用途部分の翻訳を見直し(※部分追加)

2021年1月:①(EU)2020/2081により見直し(エントリー75の追加)

②(EU)2020/2096により見直し(エントリー3の見直し、エントリー22・67・68の削除、エントリー28～30の除外用途追加、エントリー46のCAS番号削除)

2021年2月:①(EU)2021/57により見直し(エントリー63の見直し)

2021年8月:①(EU)2021/1199により見直し(エントリー50の見直し)

②(EU)2021/1297により見直し(エントリー68の追加)

2022年1月:①(EU)2021/2030により見直し(エントリー76の追加)

②エントリー71の翻訳を見直し

③エントリー51の翻訳を見直し

2022年1月:①(EU)No 2021/2204を修正リストに追加(エントリー28～30の見直し。翻訳部分の修正はありません。)

2022年3月:①(EU)2021/1297の正誤表によりエントリー68の施行日誤記修正)

2023年5月:①(EU)2023/9231により見直し(エントリー63の見直し)

2023年7月:①(EU)2023/1464により見直し(エントリー77の追加)、Annexの翻訳「付属書」を「附属書」へ表記統一

2023年9月:①(EU)2023/2055により見直し(エントリー78の追加)

2024年5月:①(EU)2024/1328により見直し(エントリー70の見直し)

2024年9月:①(EU)2024/2462により見直し(エントリー79の追加)

2025年4月:①(EU)2025/6601により見直し(エントリー50aの追加)

2025年6月:①(EU)2025/10901により見直し(エントリー80、81の追加)